

| 第4回太宰府市自治基本条例審議会 会議要旨 | |
|-----------------------|---|
| 日時 | 平成25年10月29日(火曜日) 19時～21時10分 |
| 会場 | 太宰府市役所 4階大会議室 |
| 公開・非公開 | 公開(傍聴13人) |
| 出席者 | 嶋田暁文 出水 薫 有吉耕造 上田節子 高瀬昭登 田中立夫 福廣和美 藤本史子 水本正人 森田正嗣 山村賢三 渡邊美穂(敬称略) |
| プログラム | 1、開会 2、辞令交付(副市長挨拶) 3、会長挨拶 4、議事 議題1 まちづくり市民会議における太宰府市自治基本条例(仮称)に盛り込むべき素材について 5、閉会 |
| 協議 | <p>◆委員長及び副委員長の選任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長・副会長にあたり、事務局から説明を受け審議会委員で協議の結果、嶋田会長、出水副会長を選出した。 →参加委員全員の賛成を得た。 <p>◆審議の進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民会議がまとめた条文の素材について事務局が説明する。 ・市民会議幹事会の意見を聞くということで、併せてその文のポイントや、市民会議としてどこに力点があるのか、文言だけでは分からない場合、幹事会に質問する。 ・条文の素材に対して審議会が意見を出し合う。 ・審議会であげられた意見を明示した上で、効率性の観点からも条例化作業を事務局が行う。 ・案文化したものを、幹事会や市民会議、審議会にパブコメ的に投げかけ、次回の審議会前に意見提出を受け付ける。 ・条例案をもとに再度、審議する。 →参加委員全員の承認を得た。 <p>議題1 まちづくり市民会議における太宰府市自治基本条例(仮称)に盛り込むべき素材について(資料1～3参照)</p> <p>資料1 まちづくり市民会議における太宰府市自治基本条例(仮称)の素材 資料2 要素化集約表 資料3 太宰府市自治基本条例(仮称)の素材に対する第22回まちづくり市民会議での参加者の意見</p> <p>質疑応答 (前文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新たな時代を、明るい未来を～」は、文章的にすっきりさせる(水本) ・「文化交流を拠点とする～」の次に、「これからも世界の人々を受け入れる」など、私たち市民のありようを具体的に記述(水本) ・「全国屈指」が気になる(福廣、田中) ・高齢者もまちに出て貢献することが求められることを記述(高瀬) ・条文でなく、前文でしか表現できないことは?(出水) →歴史的流れと現状、市民一人ひとりがまちの主人公、市民・議会・市が一体、それぞれの役割を自覚し、連携し合い、地方自治を推進すること(原田) →本当に重要だと思われることは条文に書くべき(出水) ・「まちになるために」より「まちを目指して」の方が、市民会議の意見としてニュアンスが近いようだ。(嶋田) ・「地方自治」は「自治」と記述する(嶋田) <p>(1. 目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政や議会も主体と使えるのか(森田) →法制法務的な精査が必要 ・「住民自治を実現する」は「自治を実現する」と記述する(嶋田) |

第4回太宰府市自治基本条例審議会 会議要旨

| | |
|------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・この条文は、一つは、三者の役割及び責務を明らかにして、基本的な事項等を定めること、もう一つは、それを通じてそれぞれの信頼関係を得ることを示すものである。 「市民、議会、市長等が互いに理解し、信頼し合う関係を築くことで市民を主体としたまちづくりを図ることを目的とする」を併記する（嶋田） (2. 用語の定義) ・2. 用語の定義、4. 基本理念、5. 基本原則の整理ができていないので、留保すべき（出水、渡邊） ・協働の定義の案文として「市民、議会及び市が創造性豊かで活力ある市政運営や地域社会の課題解決を図るため、それぞれの役割分担のもと、相互に補い合いながら、対等な立場で共に活動し、その成果を相乗効果的に生み出すために協力して取り組むこと。」を使う。 ・複数の自治体の自治基本条例の「協働」の定義比較表をもとに今後、議論する（嶋田） (6. 市民の権利) ・日田市の案を参照し、「自治に参画し、意見を表明し、又は提案する権利と、市政運営に関する情報を知る権利」のような案文を併記する（嶋田） ・「市が提供するサービスを享受する」は削除する ・「協働」についてどうするか？ →協働は、住民側から「あることをやりたいから市は協力して欲しいという行政への提案や、企画や予算編成を含めてやってくれないかという提案ではないか（森田） →行政側が一步も二歩も進んでいる事業については、市民が「押し付けられた」と感じることはあるかもしれないが、逆に市民側が進んでいる場合、協働は大きな力になるので、「参画」より「一緒に共に頑張っていく」ということで協働を使いたい（藤本） →これまでの行政が求めて市民が協力するという一方的な、下請け的な協働ではなくて、協働する権利を求めるのは市民の側にあるという趣旨をはっきりさせる方向で、「協働」を入れる（嶋田） (7. 青少年・子どもの権利) ・将来、市政を担っていく存在なので、早い段階から、市政、まちづくりに関わる権利を有することを再確認しておくという趣旨がある（嶋田） ・これから市民として育っていく存在に対しての配慮であるべきではないか(出水) ・権利を規定している条項なのに、保護と支援という言葉が権利に書かれるというのはおかしい。「認識し～」とあるように、何の権利を誰に与えるのかという書き方になっていない。(出水) →書き方の検討が必要 ・子ども（20歳未満）のように年齢を規定する文は削除する。 |
| <p>予 定</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・第5回審議会：平成25年11月26日（火）19時～ ・第6回審議会：平成25年12月18日（水）19時～ ・第7回審議会：平成26年1月29日（水）19時～ ・場所は調整。 |